

茨木市立天王小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は茨木市立天王小学校PTAと称し、事務所を天王小学校内に置く。

第2章 目的及び方針

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、学校と家庭と地域社会とに於ける児童の、福祉と心身の健全な発達をはかると共に民主的教育を推進するのを目的とする。

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体であって、営利的、宗教的、政治的色彩をもつものではなく、また他の如何なる団体の干渉もうけない。

第4条 本会はこの会の目的を果たすため、茨木市内(必要に応じて府下、全国)各校下の同じ団体または、目的を同じくする団体と協力することができる。

第5条 本会は学校の教育活動を助けるために意見を具申し、また協力するが、学校の管理運営や教職員の人事に干渉することができない。

第3章 会 員

第6条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者、学校に勤務する校長及び教職員(以下教職員という)である。

第4章 会 計

第7条 本会の経費は、会費でまかなう。

第8条 会費は一会員月額150円とし、年2回納入する。但し、一度納入された会費及び手数料は返金できないものとする。また、転入により納入月以降に在学した場合は、次回納入月よりの納入とする。

第9条 本会の資産は、第2章の目的達成のため以外に支出または使用してはならない。

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員の選挙

第11条 この会に次の役員を置く。

- | | | | | |
|----|---|-----|----|---------|
| 1. | 会 | 長 | 1名 | 保護者 |
| 2. | 副 | 会 長 | 3名 | 保護者 |
| 3. | 書 | 記 | 2名 | 保護者と教職員 |
| 4. | 会 | 計 | 2名 | 保護者と教職員 |

5. 会計監査委員長 1名 保護者

6. 会計監査 委員 2名 保護者

役員の任期は一年とする。また、1～4の保護者役員は1度任務すると以後の役員は永久に免除とする。

第12条 役員の選出及び就任は次のとおり行う。

1. 12名の委員からなる役員候補者指名委員会をつくる。

(イ) 実行委員の中から互選により2名を選出する。

(ロ) 地区委員の中から互選により3名を選出する。

(ハ) 学級委員の中から互選により3名を選出する。

(ニ) 広報委員、交流委員の中から互選により各1名を選出する。

(ホ) 教職員の中から互選により2名を選出する

(ヘ) 指名委員の再選はされない。但し、自薦はこれを妨げない

2. 指名委員会は互選により委員長、副委員長を決定する

3. 指名委員会は役員候補者を選定し、選挙の5日以前に全会員に通知する。

4. 役員候補者の他に一般会員からも立候補することができる。但し、総会の前日正午までに文書をもって指名委員会に届けなければならない。

5. 役員候補者の指名は、どの場合でも、その氏名を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。

6. 役員は年度末総会において多数決で選ばれ、4月1日より就任する。

7. 指名委員会は役員の決定と同時に解散する。

第13条 役員の兼任は認めないが、再選はさまたげない。

第14条 公職選挙法により選挙された公職者及び役員候補者指名委員は役員にはなれない。

第15条 役員の任務は次のとおりである。

1. 会長は本会を代表し会務を総括すると共に、総会及び実行委員会を司会する。各委員会の互選により決定された委員長、副委員長を委嘱する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。

3. 書記は総会及び実行委員会の議事を記録し、各種の会合について通知する。

4. 会計は本会の年度予算をつくと共に、すべての金銭の収入支出の記録と領収書を保管する。又、会計監査委員会の監査を経た収支を報告し、年度末総会に於いて決算報告をする。

5. 会計監査委員は、その年度の会計を随時監査し、その結果を総会に報告する。なお、役員会、実行委員会には必要に応じて参画する。

第6章 総 会

第 16 条 総会は次のとおり開く。

1. 年度始め総会。新役員に関する報告、事業計画及び年度予算、その他の緊急事項に関する審議、並びに承認。
2. 年度末総会。活動並びに会計監査を経た年度末決算報告、その他の緊急事項に関する審議及び承認、翌年度役員の選挙。
3. 臨時総会。実行委員が必要と認めた場合または、全会員の5分の1以上の要求があった場合には、会長は総会を招集する。

第 17 条 総会の定足数は、会員の5分の1以上(委任状を含む)とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。総会に出席できない場合は、委任状をもってこれに代えることができる。

第7章 実行委員会

第 18 条 実行委員会は、本会の役員並びに各種委員会の委員長、副委員長、校長、教頭によって構成される。

第 19 条 実行委員会の任務は次のとおりである。

1. 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
2. 総会に提出する報告書、議案、予算、決算等を作成する。
3. 必要のある場合は、委員会を設ける。
4. その他、会員から委任された事務を処理する。
5. 役員に事故の生じた場合は総会にはかりこれを補充する。

第 20 条 実行委員会が必要に応じて開き、委員半数以上が出席しなければ成立しない。

第8章 各種委員会

第 21 条 本会には次の委員会を設ける。但し、本会員は、学校に在籍する児童 1 人に対し、原則、一世帯で 1 回以上各種委員に所属する。尚、在籍児童が2名以上の場合は、原則、上の学年より順番でしか委員に所属することができない。

1. 各種委員会の名称と構成は次のとおりである。

- 1) 学級委員会は、各学級の保護者から2名選出された委員によって構成される。
- 2) 地区委員会は、各地区の保護者から5名以内の互選された委員によって構成される。

充する。

7.委員の選出時期は次のとおりである。

1) 地区委員は、原則、前年度年度末に選出する。

2) 地区委員を除く各種委員は、原則、本年度年度始めに選出する。

第22条 各委員会の活動内容は主として次のとおりとする。

1.学級委員会は、家庭と教員との間や他学級との連絡協調に任ずるほか、校内環境の整備に努める。

2.地区委員会は、地区と本部との間や他地区との連絡協調に任ずると共に、補導委員、交通安全委員を兼ね、児童の校外補導に努め、児童の交通安全と会員の交通道德の向上を図る。

3.広報委員会は、会員の理解を深め、協力を得るため、機関誌を発行するなどして広報活動に努める。

4.交流委員会は、各種イベント、文化的活動や講演会を通じて、会員、児童による交流活動の推進に努める。

第23条 会計監査委員会は、総会において多数決により選出された3名の委員によって構成され、うち1名は委員長となる。会計監査委員会は、その年度の会計を随時監査し、その結果を総会に報告する。

第9章 改正

第24条 規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成同意で改正することができる。

但し、改正案の提出については、総会の5日以前に全会員に通告しておかなければならない。

第25条 本規約は、総会において認められた日から施行する。

「平成 7年 6月 3日 改正」

「平成11年 6月 5日 改正」

「平成14年 6月15日 改正」

「平成15年 3月15日 改正」

「平成16年 3月13日 改正」

「平成17年 3月 5日 改正」

「平成18年 3月 4日 改正」

「平成21年 6月17日 改正」

「平成22年 5月26日 改正」

「平成26年 3月 8日 改正」

「平成27年 6月 3日 改正」

茨木市立天王小学校PTA記念事業基金規程

(設 置)

第1条 本校PTAの周年記念事業の経費に充てるため、茨木市立天王小学校PTA記念事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、毎年度予算の範囲内とする。

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(委 任)

第5条 この規程に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成9年5月31日から改定する。

茨木市立天王小学校PTAサークル補助規程

(目的)

第1条 この規程は、PTA活動の活性化、発展を願い、PTA会員相互の交流を図るためのPTAサークル活動の補助に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(サークル結成の届出)

第2条 認定を受けようとするサークルは、サークル結成届出書(様式第1号)に、次の事項を記入のうえ、会長に届け出なければならない。

- (1) サークルの名称
- (2) サークル結成の目的
- (3) 主な活動計画
- (4) 代表者名
- (5) 会員ならびに会員数
- (6) 会則

(サークルの認定)

第3条 実行委員会は、前条に基づきサークル結成の届出があったときは、その内容等を審議し、認定の可否を行うとともに、年度末総会において承認を得るものとし、認定されたときは、サークル認定通知書(様式第2号)をサークル代表者に交付するものとする。

2. サークルはPTA会員5人以上で構成され、サークル会員の中から世話役を決め、サークル会員によって自主的に運営されるものとする。

(補助および援助の方法)

第4条 認定されたサークルに対し、会長は、各サークルの目的が達成できるよう援助するとともに、予算の範囲内において次に掲げる補助等を行うことができる。

- (1) 補助金の交付
- (2) 各サークル行事への共催・協賛および必要経費の一部補助
- (3) 年2回の総会時および活動報告兼ねた発表会等、サークルの成果の発表・紹介の場を、積極的に設けるよう努めるものとする。
- (4) 活動場所・施設等の確保の協力

(補助の基準)

- 第5条 1. 前条第1号に定める補助金は、PTA会員1人につき年額500円とし、1サークル30,000円を限度とする。
2. 補助を受けようとするサークルは、他の団体から金銭的援助を受けていないことを条件とする。
3. 前条第2号に定める一部補助金は、実行委員会と各サークル双方の協議のうえ、会長が決定する。

(補助金の交付申請書)

- 第6条 第4条第1号に定める補助金の交付を受けようとするサークルは、4月末日までにサークル活動補助金交付申請書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。
2. 第4条第2号に定める一部補助金の交付を受けようとするサークルは、当該行事実施2ヶ月前に、会長に申しでなければならない。

(補助の認定)

- 第7条 実行委員会は、前条に基づき申請があったとき、当該申請の内容等を審議し、補助金および一部補助金の額を決定し、サークル活動補助金交付通知書(様式第4号)をサークルの代表者に交付するものとする。

(サークル活動変更の届出)

- 第8条 サークルの名称、会員、会則等に変更があったときは、速やかにサークル活動変更届出書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(活動内容の報告)

- 第9条 認定および補助をうけたサークルは、年度末に、活動報告書および会計決算書を実行委員会に提出し、報告しなければならない。

(その他)

第 10 条 この規程の実施に関し必要事項は、実行委員会が別に定める。

(附則)

第 11 条 この規程は、平成8年4月1日から適用する。

2. これまで文化委員会所属の読書会および天王バルカローレは、平成8年当初、PTA会員5人以上で構成されていれば、第3条および第4条の規程にかかわらず、認定サークルとみなす。

以上

天王小学校PTA慶弔規定

1. 会員(職員)に関するもの (校務員、調理員を含む)

- A. 慶
1. 出産 3000円
 2. 結婚 5000円
 3. 表彰 5000円
 4. その他 都度役員協議

- B. 弔
1. 死亡
 - イ. 本人 5000円と榊1対又は同程度の供物
 - ロ. 配偶者 5000円 //
 - ハ. 子 5000円 //
 - ニ. 父母 5000円 //

◎PTA代表会葬

2. 病気・災害・公傷・その他は、役員により協議

C. その他 PTA活動に功労のあった者に対しては、別途に役員で協議

2. 会員(保護者)に関するもの

1. 死亡 5000円と榊1対又は同程度の供物
- ◎PTA代表会葬

3. 児童に関するもの

1. 死亡 5000円と榊1対又は同程度の供物
2. 負傷 学校における負傷に対し、初診料全額負担
(要準援護児童に限る)

4. その他 特別な場合は、役員で協議する。

「平成18年3月4日 改正」

27年度天王小学校PTA

更新日 H27. 6. 25

H27年度スローガン

『心の和・地域の輪 つながてみんなの笑顔がWA！！』

<活動内容>

H27. 04. 08～04. 16

1年生下校補助(地区)

H27. 04. 10

交通安全「愛のパトロール」参加(地区)

H27. 05. 20

地区児童会参加(地区)

H27. 05. 28

給食試食会(交流)

H27. 6. 3

2年生町探検のサポート(学級)

H27. 6. 3

PTA総会

H27. 06. 16

1年生親睦会

H27. 06. 17

2年生親睦会